

# 防災管理新規講習案内

消防法施行令第47条第1項第1号の規定に基づく防災管理新規講習を下記のとおり実施します。

## 記

1 講習日時 令和8年(2026年)5月26日(火) 9時30分～16時00分

2 講習会場 函館市東雲町5番9号  
函館市消防本部5階「防災多目的ホール」

3 受付等

令和8年4月13日(月)～4月17日(金)

申込書に必要事項を記入し、写真(申請書提出前6ヶ月以内に撮影された、無帽(宗教上または医療上の理由がある場合を除く。)、正面3分身縦4cm×横3cmのもの。)を1枚貼付し、甲種防火管理講習を修了したことを証する書面(甲種防火管理講習修了証の写し等)を添付してください。

※ 電話、FAX、郵送、インターネットによる受付は行っておりません。

※ 申込み受付時間は、8時45分から17時30分までです。受付時間外にお越しになられても受付できません。

4 定員 80名(先着順)

※ 受付期間内であっても定員に達し次第、受付終了とさせていただきますのでご了承願います。

5 申込先 函館市消防本部予防課・北消防署・東消防署

6 テキスト代 3,000円

※ テキストは、当日講習会場で斡旋いたしますので、テキスト代金を当日会場へお持ちください。なお、お釣りの出ないようご準備願います。

7 講習事項の一部免除

自衛消防業務講習の修了者は、講習事項の一部を免除することができますので申し出てください。

講習事項の一部免除をご希望の方は、受講申込時に修了証の写しを添付してください。

## 8 その他

- (1) 本講習を受講するためには、甲種防火管理新規講習の課程を修了している必要があります。
- (2) 講習当日の受付は、9時10分から9時30分までです。  
(講習事項の一部免除の方は、11時00分から11時10分まで)
- (3) 会場には駐車場がありません。
- (4) 全講習科目を受講できなかった方には、修了証を交付することはできません。  
(講習事項の一部免除の方は、免除科目を除く。)
- (5) 受講票の下部注意事項を確認して必要なものを持参してください。
- (6) その他不明な点は、函館市消防本部予防課にお問い合わせください。  
(電話 0138-22-2144)